

中小企業再生支援協議会業務補足事項	中小企業診断士としての留意点
<p>I 中小企業診断士が留意すべき中小企業再生支援協議会の原則</p> <p>1. 再生支援業務にかかる外部専門家としての基本</p> <p>(1)再生支援業務にかかる外部専門家の中立的立場と第三者機関</p> <p>中小企業再生支援協議会は、企業側の代理人でなく、勿論金融機関側にも立たない、公平中立な第三者機関として、企業内容等を十分に調査・検討した上で、再生計画の策定支援を実施し、具体的金融支援案等の計画案を債権者宛に提示の上、合意形成に向けて調整する。「特定調停」的な進め方)</p> <p>(2)外部専門家としての守秘義務を厳守</p> <p>中小企業の場合、その存立基盤は脆弱で僅かな風評リスクに対しても抵抗力が無い為、相談中小企業及び個人に対する守秘義務を遵守する。</p> <p>(3)再生支援業務にかかる中小企業診断士としての事業の見直し</p> <p>財務上の問題点を抱える中小企業に対し、事業財務両面からの改善を促し、健全な企業として生産性の向上及び企業活動の継続がなされること、またそれによって地域の経済活動維持や雇用確保に貢献することが重要である。ただし、中小企業の場合、事業見直しの為の計画策定に際し、単に再生計画をどう作</p>	<p>I 中小企業診断士が留意すべき中小企業再生支援協議会の原則</p> <p>1. 再生支援業務にかかる外部専門家としての基本</p> <p>(1)再生支援業務にかかる外部専門家の中立的立場と第三者機関</p> <p>診断士は再生支援協議会から依頼された外部専門家として中立的立場で行動する。</p> <p>(2)外部専門家としての守秘義務を厳守</p> <p>診断士は職業としての守秘義務を負っているが、再生を必要とする企業は風評リスクが高い点に鑑み、特に次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分のホームページに診断事例として社名を挙げないことは当然として、読んだ人が当該当事者と特定できるような掲載をしない。 ・雑誌など出版物やセミナーなどに、事例として掲載する場合には、社名は載せない場合でも、再生支援協議会を含めた関係機関の事前の了解を得る。 <p>(3)再生支援業務にかかる中小企業診断士としての事業の見直し</p> <p>診断士の役割は、事業価値を見極めることと実現性のある計画作成の支援をすることである。そのためにはまず、企業の実態を正確に把握しなければならない。財務デューデリジェンス（以下DDと略）は会計士の役割であるが、診断士としても財務DDを正しく理解することが必要である。中小企業の場合、</p>

中小企業再生支援協議会業務補足事項	中小企業診断士としての留意点
<p>っていか分からないだけでなく、計画の基礎となるデータ整備ができていないケースがほとんどである。</p> <p>したがって、必要に応じて中小企業診断士等外部専門家がアドバイスしながら管理会計を導入するなどして、会社（社長）が事業実態や財務状況をきちんと理解し、納得した上で、事業計画を策定する必要がある。</p> <p>2. 再生計画策定支援に関する外部専門家としての実務の基本</p> <p>(1) 外部専門家としての財務及び事業実態の把握</p> <p>①相談中小企業や取引金融機関と利害関係のない公認会計士又は税理士等による財務デューデリジェンス（以下、財務DD）を実施する。</p> <p>財務DDを依頼する外部専門家にサンプル（様式サンプル集 26 を参照）を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態資産負債状況及び実質債務超過額の把握 ・実態事業収支及び正常収益力の把握 ・実態資金繰り状況の把握 ・金融機関取引状況の把握（借入金推移、保全状況） ・窮境に至った原因の把握 <p>②財務DDの一環として不動産評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合には、全ての不動産（経営者個人資産を含む）について評価（正常価格・早期処分価格）を実施し含み損益を加味する。 	<p>特に管理データなどは揃っていないのが普通である。したがって、必要なデータは自ら作成することが必要である。その上に立って、当該事業者と充分協議し、事業リストラ・業務リストラ・財務のリストラ（事業に不要とされる資産売却等）策を含め、事業再生の具体策の策定を支援する。</p>

中小企業再生支援協議会業務補足事項	中小企業診断士としての留意点
<p>・不動産評価については、正式鑑定・簡易鑑定・金融機関評価・路線価・固定資産税評価額のうち最も適切と考えられる評価方法により行い、</p> <p>どの評価方法によったかを財務DDに明記する。</p> <p>③相談中小企業や取引金融機関と利害関係のない中小企業診断士又はコンサルタントによる事業 デューデリジェンス（以下、事業DD）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の外的内的環境分析及び事業採算分析による経営改善課題の把握と改善方向の把握 ・ 企業自助努力の限界の模索による財務DD及び事業DDを実施し、その分析を生かした再生計画の策定支援をする。 <p>(2)外部専門家が支援する場合の再生計画の内容に係る基準</p> <p>合理的かつ実現性の高い再生計画の策定支援を目指し、以下の基準を明示している。</p> <p>ただし、各企業の特性に応じた支援を行うことに変わりはなく、この基準により、支援する企業を協議会が安易に選別することがないよう留意する。</p> <p>①実質債務超過解消年数は概ね3～5年以内とする。</p> <p>②経常利益の黒字化は概ね3年以内とする。</p> <p>③有利子負債の対キャッシュフロー比率は計画終了時点で概ね10倍以内とする。</p> <p>企業を業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由が有る場合には上記各基準</p>	<p>事業DDは今回のマニュアルの主目的の一つであるので、その手法について各論にて詳細に解説する。</p> <p>(2)外部専門家が支援する場合の再生計画の内容に係る基準</p> <p>左記は地域の事情、業種・業態によっても異なるので、個別案件の特性により、企業の実態を充分見極め、根拠があれば、合理的且つ実現性の高い計画を前提として基準を超えることもある。</p>

中小企業再生支援協議会業務補足事項	中小企業診断士としての留意点
<p>を超える計画を排除しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種、業態等企業毎の事情を十分調査し、当該基準を超える理由を明確にする。 <p>(3)再生支援協議会としての関係金融機関からの同意</p> <p>作成された計画により権利変更を伴う全ての関係金融機関等から、協議会の支援により相談中小企業が策定した再建計画に、協議会もしくは外部専門家の意見を含む再生計画調査報告書を付したのものに対し、同意を文書等により確認した時点で、再生計画は成立する。</p> <p>ただし、一部金融機関等から同意を得られない場合において、当該金融機関等の金融支援を除外しても、当該企業の再生に影響がないと判断できる場合、当該金融機関等からの金融支援を除外した変更計画を作成、提示の上、当該金融機関を除外した関係金融機関等からの同意であってもよい。</p> <p>※再生計画案には、事業計画の実現性及び財務計画についての相当性、衡平性、合理性に関する協議会又は外部専門家の所見を必ず添付する。(再生計画調査報告書のサンプルは様式サンプル集の 23-1 又は 23-2 を参照)</p>	<p>この支援が診断士として重要である。</p> <p>(3)再生支援協議会としての関係金融機関からの同意</p> <p>再建計画は最大の自助努力を織り込んだ合理性実現可能性があることが前提であるが、金融機関の同意が必要である。金融調整は協議会が専ら行うことになっている。</p> <p>事業面について、診断士は事業計画の実現可能性の部分を担当する役割を持っている。</p>